

令和元年（2019年）

第1回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和元年（2019年）5月30日 開催

大阪狭山市教育委員会

第1回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和元年（2019年）5月30日（木）

午前10時00分 開議

市役所3階 第一会議室

出席委員（5名）

長谷 雄二	教育長
山崎 貢	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
寺本 芳之	学校給食グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
酒谷 由紀子	学校教育グループ参事
上尾 悦男	社会教育・スポーツ振興グループ参事
吉井 克信	歴史文化グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
大川 洋之	保育・教育グループ課長補佐

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
平井 大地	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長報告

議事

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程及び大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 大阪狭山市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 大阪狭山市立第七小学校大規模改造（管理棟他）工事について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について |

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

元号が変わりまして、令和になって初めての教育委員会議ということで、回数もリセットされ、今回は令和元年の第1回の教育委員会議ということで、また、本日は議会とも重なっております。事務局が若干いつもより出席が少なくなっております。あらかじめご了承ください。

それでは、令和元年第1回大阪狭山市教育委員会定例会議を始めたいと思います。教育長、よろしく申し上げます。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまより令和元年第1回教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、河合委員、井上委員を指名いたします。

教育長報告につきましては、一覧表にしておりますが、主なものについて報告させていただきます。

4月25日、26日の両日、平成31年度近畿都市教育長協議会定期総会に出席いたしました。

5月8日、平成31年度大阪狭山市人権教育研究協議会及び大阪狭山市教育研究会総会で挨拶をいたしました。

5月12日、大阪狭山市民体育大会総合開会式に出席いたしました。

5月21日、平成31年度大阪府都市教育委員会連絡協議会総会に出席いたしました。

続きまして、5月22日から24日にかけて、第71回全国都市教育長協議会定期総会及び研究大会に出席いたしました。

主なものについては、以上でございます。

今の私の報告につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、議案第1号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、日程第2、議案第2号、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程及び大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてにつきましては、関連する案件ですので、一括して担当に説明を求めます。

担当、よろしく申し上げます。

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、まず、議案第1号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、1ページから3ページまででございます。

まず、規則改正の理由でございますが、現在、教育部で所管しております放課後児童健全育成事業につきましては、国の施策の中でも子ども・子育て支援事業計画の対象事業として位置づけられており、子育て支援の側面が強いものでございまして、放課後児童健全育成事業に関する施策を効果的に展開するためには、就学前保育とのスムーズな接続や連携を図ることが重要となります。

また、当該事業は、就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に対して、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ることを目的としていることから、近年の保護者ニーズは多様化しており、今後、さらなる放課後事業対策を講じるためには、より効率的でわかりやすい事業実施体制を構築するとともに、社会教育の分野において、安全で安心

な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を通じた新たな放課後の取組みを推進するなど、教育と子育ての両面から事業展開を図ることが必要となることから、この度放課後児童健全育成事業の所管を教育部からこども政策部に移管するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正に伴いまして、本年7月1日付にて教育委員会の組織機構の見直しを行い、こども政策部に新たに放課後こども支援グループを設置することで、より効率的でわかりやすい業務実施体制の整備を図るものでございます。

それでは、規則改正の詳細についてご説明をさせていただきますので、3ページの新旧対照表をご覧ください。

大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の第7条でございますが、この規定は、教育部及びこども政策部の事務分掌を定めたものでございまして、放課後児童健全育成事業の移管を行うに当たり、教育部の分掌事務から放課後児童健全育成事業に関する事項を削り、こども政策部の分掌事務に放課後児童健全育成事業に関する事項を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、本規則の施行期日を令和元年7月1日と規定させていただきます。

続きまして、議案第2号、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程及び大阪狭山市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、4ページから7ページまででございます。

まず、規程改正の理由でございますが、先ほどご説明いたしました規則改正と同様に、放課後児童健全育成事業の移管に伴う機構改革によって生じる所要の改正を行うものでございます。

それでは、規程改正の詳細についてご説明をさせていただきますので、5ページの改正規程案と6ページ及び7ページの新旧対照表をご覧ください。

5ページの改正規程の第1条でございますが、こども政策部において、放課後児童健全育成事業を担当するグループとして新たに放課後こども支援グループを新設するため、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程第2条の表中、こども政策部のグループの欄に放課後こども支援グループを加えるものでございます。新旧対照表につきましては、6ページとなっております。

次に、改正規程の第2条でございますが、大阪狭山市教育委員会事務局決裁規程の別表2で規定する部長及び課長が専決できる個別事項を整理するものでございまして、教育部に関する専決事項から放課後児童健全育成事業に関する事項を削り、新たにこども政策部に関する専決事項に放課後児童健全育成事業に関する事項を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、本規程の施行期日を令和元年7月1日と規定させていただきます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、ご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（長谷雄二）

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理人（山崎 貢）

確認だけ。

教育長（長谷雄二）

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

すみません。5ページのちょうど真ん中ぐらいですか、第2条の表中、「保育・教育グルー

プ」を「保育・教育グループ、放課後こども支援グループ」に改めるということで、今までの「子育て支援グループ」、「保育・教育グループ」に加えて「放課後こども支援グループ」も一つのグループとして改めるということなのでしょう。それとも、「保育・教育グループ、放課後こども支援グループ」という名称に、グループ名を変更するということなのでしょう。

6ページの表を見ると、それぞれが3つのグループに分かれるとなっているんですけども、5ページを見ると、「保育・教育グループ、放課後こども支援グループ」というように改めるになっているので、どちらなのかなと思ひまして。

教育長（長谷雄二）

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

今ご指摘いただいた件でございますけれども、こども政策部にて既設であります子育て支援グループ、保育・教育グループは今までどおり全部存在しております。

この度の改正は、先ほどの説明で申し上げましたけれども、放課後児童健全育成事業を担当する新たな所属として、新旧対照表に記載しております放課後こども支援グループを新設するというところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理人（山崎 貢）

それでよろしいですね。

教育総務グループ課長（北野真也）

はい。

教育長職務代理人（山崎 貢）

はい、わかりました。

教育長（長谷雄二）

山崎委員の疑問というのは、「保育・教育グループ」を「保育・教育グループ、放課後こども支援グループ」に改めるという表現になって

いるので、「子育て支援グループ、保育・教育グループ、放課後こども支援グループ」に改めるという表記にすると誤解はしなかったのかなということなんです。

担当。

その辺りの表記の仕方に決まりというのはあるのでしょうか。

どうぞ。

教育総務グループ課長（北野真也）

例規改正の手法上、別表を改める場合において、既に規定されているものに追加する場合は、このような形式で改めるということです。

教育長（長谷雄二）

ということは、つけ加えることになるので、直前の行をこのように改めるということですね。

教育総務グループ課長（北野真也）

そうでございます。

教育長職務代理人（山崎 貢）

わかりました。

教育長（長谷雄二）

ほか、ございませんでしょうか。

山崎委員。

教育長職務代理人（山崎 貢）

これが決定すれば、社会教育・スポーツ振興グループの中の放課後子ども支援を担当している職員がそのまま、そちらへ異動して、なおかつ少し充実させるために人員を増やすのでしょうか。その辺りはどうですか。

教育長（長谷雄二）

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

人事ごとになりますので、今現在、担当している職員全てが新たな所属に異動するということは、必ず約束されるものではないかと思うんですけども、体制という部分でございますと、新たな一つの所属ということになりますので、当然、管理職の配置は必要になってくるかと思

います。そういう意味では、人数の増加もしくは体制の強化ということは図られる可能性はあるとご理解いただけたらと思います。

教育長職務代理者（山崎 貢）

はい、わかりました。

教育部長（山崎正弘）

人事に変更がある場合は、次回の教育委員会議のときに、またその旨はご報告させていただくことになるかと思います。

教育長（長谷雄二）

改めて、先ほど担当の北野課長から説明がございましたけれども、今回の組織、規則の改正と、それから規程の改正の、簡単にまとめれば教育部にあったものを一つのグループと独立させて子ども政策部に移すという趣旨そのものについて、もう一度だけ簡単にご説明いただけないでしょうか。

要は、教育部の社会教育・スポーツ振興グループにあったものを子ども政策部に移すことで、市民あるいは保護者、児童にとってどういうメリットがあるのかということについて、山崎教育部長からご説明いただけないでしょうか。

教育部長（山崎正弘）

既にご承知のように、放課後児童会事業につきましては、近年、利用者がかなり増えてきているというような状況がございます。

先ほど北野課長からも説明がありましたとおり、元来は子育て支援の要素の強い事業でございます。国の所管も厚生労働省というようなこともございます。かつ、就学前保育との接続・連携、あるいは民間の社会福祉法人、保育園であったり、子ども園であったりとの連携のニーズが高まってきておりますので、その辺りに利便性、メリットを見出して、今回の組織機構の改革を提案させていただくということでございます。

教育長（長谷雄二）

今、山崎教育部長のご説明がありました、その一つの布石として、今回、大谷さやまこども園、それから大野台こども園の中に、いわゆる放課後児童会事業に係る部屋が開設されているんでしょうね。

教育部長（山崎正弘）

そうですね。

教育長（長谷雄二）

わかりました。

そうしましたら、ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について及び日程第2、議案第2号、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程及び大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程については承認されました。

それでは、続きまして日程第3、議案第3号、大阪狭山市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

上尾参事。

社会教育・スポーツ振興グループ参事（上尾悦男）

議案第3号、大阪狭山市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

社会教育委員の委嘱につきましては、前回の教育委員会議におきまして既に皆様にご承認いただいているところでございますが、その後、PTA連絡協議会の新しい代表者が決定したことに伴い、内山聡氏を新たに社会教育委員として追加で委嘱するものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年5月30日から令和3年4月30日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明について、よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第3号、大阪狭山市社会教育委員の委嘱については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第1号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

上尾参事。

社会教育・スポーツ振興グループ参事（上尾悦男）

報告第1号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

今回の条例改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修実施の事務及び権限が拡充されたため、所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要でございます。

放課後児童支援員認定資格研修の実施者については、これまで都道府県知事とされていましたが、今回の改正で指定都市の長を加えるものです。

12ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条第3項中、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいいたします。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんか。

山崎委員。

教育長職務代理者（山崎 貢）

指定都市の長というのはどういう方を指しているのでしょうか。

社会教育・スポーツ振興グループ参事（上尾悦男）

いわゆる政令指定都市の長を指しております。教育長職務代理者（山崎 貢）

政令指定都市ですね。

特に本市にはあまり関わりはないところですね。

教育長（長谷雄二）

よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等はないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第1号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第2号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

担当に説明を求めます。

大川課長補佐。

保育・教育グループ課長補佐（大川洋之）

それでは、報告第2号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことに伴いまして、この基準を引用する本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、資料の16ページの新旧対照表をお願いします。

まず、第7条第4項で、家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設の要件のうち、卒園後の受け皿となる連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、その確保を不要とすることとします。

この場合、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業に係る施設または地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないとする規定を第5項として加えることとします。

次に、資料の17ページをお願いします。

第46条につきまして、連携施設に関する特例として、保育所型事業所内保育事業のうち、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとします。

次に、資料の18ページをお願いします。

条例附則第2条の食事の提供に関する経過措

置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業所については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する期間を10年とします。また、附則第3条におきまして、連携施設に関する経過措置の期限を5年間延長することとします。

最後に、施行期日は公布の日からとします。

以上、まことに簡単な説明でございますが、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

教育長（長谷雄二）

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

細かいことなのですが、第46条第2項が加わり、第7条第1項本文の適用除外だと思うんですけど、「連携施設を確保しないことができる」と表現されているんですけども、附則の第3条最後で「連携施設の確保をしないことができる」と、表現が変わってしまっていて、何か意味があるんですか。

「連携施設を確保しないことができる」と「連携施設の確保をしないことができる」という、細かい話なんですけれども、問題は同じ条例内なので表現は揃えたほうがいいと思うんです。

教育長（長谷雄二）

これはちょっと訂正ですわ。

教育委員（河合洋次）

多分、附則はもう定めているので、附則のほうに合わせたほうがいいと思うんですけど。

附則が最初に規定されていて、加えるほうを、「連携施設を」じゃなくて「の確保をしないことができる」にしたほうが、初めに読んだときにちょっと意味が違うのかなと思いましたので。

教育長（長谷雄二）

担当の方、よろしいですか。確認できましたでしょうか。

それでは、そのように修正が1件ということをお願いいたします。再度、復唱しませんので、よろしく願います。

ほか、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり修正の上、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第2号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第3号、大阪狭山市立第七小学校大規模改造(管理棟他)工事についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

総務課長。

教育総務グループ課長(北野真也)

それでは、報告第3号、大阪狭山市立第七小学校大規模改造(管理棟他)工事の請負契約についてご説明させていただきます。

資料につきましては、19ページから20ページまでとなっております。

第七小学校大規模改造(管理棟他)工事につきましては、今月16日に入札が行われまして、5月17日付で仮契約を締結しております。

契約の相手方でございますが、住所が大阪市平野区瓜破7-1-5の西野建設工業株式会社でございます。

契約金額は税込みで3億556万3,320円でございます。契約金額が議会の議決を必要とします1億5,000万円を超えておりますので、6月定例月議会に議案提出をさせていただきます。

議会の議決を経た後に本契約となります。

工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和元年11月29日までとさせていただきます。

なお、現在のところ、議会の議決日は6月6日を予定としております。

工事の主な内容につきましては、第七小学校管理棟の屋上防水の改修、外壁の改修、それから内装の改修、スクールパーティション等の建具の改修、電灯のLED化やコンセントなどの電気設備の改修とその他24時間換気扇や防火センサーなどの機械設備の改修工事でございます。電気設備工事につきましては、特別教室へのエアコン設置も含んでおります。

なお、その他の工事として、プール管理棟の改修も本工事にて実施させていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長(長谷雄二)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

ご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第3号、大阪狭山市立第七小学校大規模改造(管理棟他)工事については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第4号、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(教育委員会関係)についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

総務課長。

教育総務グループ課長(北野真也)

それでは、報告第4号、令和元年度(2019年

度)大阪狭山市一般会計補正予算(教育委員会関係)についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、21ページから24ページまでとなっております。

なお、この度の補正予算につきましては、今年度の当初予算が市長選挙を控えた関係で政策的経費等を除いたいわゆる骨格予算として編成されていたことから、当初予算への肉づけとして次期6月定例会に議案として上程するものでございます。

それでは、まず、22ページをご覧ください。

歳入の概要でございますが、国庫補助金といったしまして、中学校部活動支援人材活用事業費補助金で68万8,000円の増額でございます。

次に、府補助金のうち、民生費府補助金の子ども・子育て支援システム改修費府補助金で737万7,000円の増額、教育費府補助金の中学校部活動支援人材活用事業費府補助金で68万8,000円の増額となっております。

以上、歳入の合計としましては875万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳入の概要でございます。

23ページをご覧ください。

まず、民生費といったしまして、児童福祉総務費の保育・教育管理事業で、子ども・子育て支援システム改修業務委託料として737万7,000円の増額でございます。

次に、児童福祉施設費の施設管理事業で、こども園空調設備等改修工事実施設計業務委託料及びその工事監理業務委託料として委託料の節の合計で751万7,000円の増額、こども園屋根補修工事費及びこども園空調設備等改修工事費として工事請負費の節の合計で7,514万5,000円の増額でございます。

次に、子育て支援センター費の子育て支援センター施設管理事業で、子育て支援センター研修室棟地下補修工事費として78万7,000円の増

額でございます。こちらにつきましては、昨年の台風21号により影響を受けた地下部分の補修工事を行うものでございます。

続きまして、教育費でございます。

まず、教育指導費の中学校部活動支援人材活用事業で、部活動指導員の賃金として206万4,000円の増額、生徒指導支援事業でスクールロイヤー謝礼として36万円の増額、学校図書館整備事業で備品購入費として500万円の増額でございます。

次に、小学校管理費のコンピュータ設置事業でございますが、情報機器等保守業務委託料として424万9,000円の増額、情報機器等借上料として1,337万5,000円の増額、小学校教科書・指導書等購入事業で消耗品費として1,149万5,000円の増額でございます。

次に、小学校振興費でございますが、就学援助事業で、要保護・準要保護児童扶助費として152万円の増額でございます。

次に、中学校管理費のコンピュータ設置事業でございますが、先ほどの小学校管理費と同様に情報機器等保守業務委託料として182万1,000円の増額、情報機器等借上料として573万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、各小・中学校のパソコンルームで児童・生徒が使用しているパソコン等の機器を更新するために要する費用でございます。

次に、中学校振興費でございますが、就学援助事業で、要保護・準要保護生徒扶助費として211万円の増額でございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

幼稚園整備費でございますが、幼稚園整備事業で、東野幼稚園屋根補修工事費として1,576万2,000円の増額でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、さやま元気っこ推進事業で、子どもの居場所づくり推進事業費補助金として130万円の増額ござ

います。

次に、郷土資料館費の郷土資料館管理事業で、調査協力報償費及び講演会講師等謝礼として報償費の節合計で13万円の増額、また、消耗品費及び印刷製本費の需用費として節の合計で193万7,000円の増額、文化財展示等業務委託料で111万1,000円の増額、著作権等使用料で2万5,000円の増額でございます。

次に、市史編さん費でございますが、市史編さん事業で、マイクロフィルム電子データ化業務委託料として199万5,000円の増額、社会教育施設管理費の社会教育センター管理事業で、社会教育センター屋上防水工事費として417万6,000円の増額でございます。

最後でございます。学校給食施設管理費の学校給食運営事業で、消耗品費として34万1,000円の増額、給食センター用備品購入費で361万2,000円の増額でございます。

なお、歳出の総合計といたしましては、1億6,894万1,000円の増額補正となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、補正予算案の概要についてのご報告とさせていただきます。

教育長（長谷雄二）

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

図書整備事業で500万、平成30年度と比べて増減はどのようになっていますか。

教育長（長谷雄二）

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

平成30年度予算と比較しますと2倍となっております。

教育委員（河合洋次）

そうですか。

この備品購入費は新しい図書を入れる費用にも使われるんですね。

教育長（長谷雄二）

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

そうです。

教育長（長谷雄二）

河合委員、再三のご質問どおりで、せんだっての総合教育会議で、それぞれの委員さんから強い要望があったものを市長が受け入れたということといえば、本当にうちの総合教育会議はすごく大事な会議だということで、また今年度もよろしく願いいたします。

また、子どもたちにとって課題克服のためのいろんな研究を委員さんのほうでお願いできたらと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

さっきの図書費に続けて、全体で500万ということで、学校での内訳とか、この学校には幾ら配分されるとかという情報はまた教えていただけるのでしょうか。規模によって図書費の振り分けというのは図書の規定の中で決まっていますので、どのようなものを教えていただけたらなと思います。

教育長（長谷雄二）

北野課長。

教育総務グループ課長（北野真也）

まず、全ての学校が対象になっているかどうかというところでございますけれども、この予算につきましては小・中学校両方の学校図書館の整備費用として予算を確保しております。

それから、各学校の予算の配分ということでございますけれども、詳細のデータが手元のないものでございまして、細かいお話というのは

できないですけれども、学校によりましては、百科事典等、廃棄基準に達している図書があったり、また10年以上経過して劣化している図書があったりということで、整備する前には学校図書の司書の先生方とその辺りの蔵書の確認等もさせていただきまして、適切に予算を割り振って整備を進めるという形で、事業のほうは進めております。

以上でございます。

教育長（長谷雄二）

いわゆる児童数、生徒数に応じた傾斜配分だけでなく、今、それぞれの学校図書館に入っている図書の、蔵書率というんですけれども、その辺も含めて総合的に配分をしていくということによろしいですか。

教育総務グループ課長（北野真也）

はい。

教育長（長谷雄二）

ほか、ありませんか。

でも、今回の補正で総合的には大きな額をとっていただいたというふうに感じるのですが、そうですね。

教育総務グループ課長（北野真也）

そうですね。補正予算としては、かなり規模としては大きなものになるのかなと。

教育長（長谷雄二）

ご苦労さまでございました。

よろしいですか。

それでは、ほかにご意見、ご質問等がないようですので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第4号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員